

千曲市余熱利用施設指定管理に係る質問回答書（その2）

| 質問番号 | 質問 | 回答 |
|-------|--|---|
| No.18 | 受水槽の容量は、どのくらいか。 | 受水槽の有効容量は、8.0m ³ となります。 |
| No.19 | ネーミングライツの募集も行っているとのことですが、ネーミングライツに関わる看板等に係る諸費用の負担区分は、どのようになるか。 | <p>千曲市余熱利用施設は新規に開設する施設ですので、施設建設にあたり設置予定の看板等（案内看板、館名サイン等）につきましては、ネーミングライツ・パートナーの愛称を出来る限り当初から使用して、市が作成する予定です。</p> <p>そのうえで、敷地内外の看板、標識等の表示変更及び新規追加の費用負担はネーミングライツ・パートナーとなります。</p> <p>なお、敷地外の表示変更及び敷地内外の看板、標識等の新規追加は、協議が必要です。</p> <p>また、市のホームページ、市が発行する印刷物の表示変更は、市の費用負担となります。</p> <p>なお、指定管理者が発行する、印刷物やホームページの表示変更に必要な費用は別途協議となります。</p> <p>協定期間満了後の看板等の原状回復についても、上記と同様の取扱いとなります。</p> |
| No.20 | 指定管理者募集要項 2p 余熱利用施設の配置図・平面図・断面図に関するデータを PDF で頂きたいことは可能でしょうか。 | <p>別添で配置図・平面図・断面図のPDFデータを添付いたしましたので、ご確認ください。</p> <p>※設計図書については、竣工図でないため、竣工後に多少変更がある場合もあります。</p> |
| No.21 | 指定管理者募集要項 3p 防火管理者は 1 名配置とありますが、常時配置しなければならないのでしょうか。 それとも防火管理者の資格を持ったものを雇用すればよろしいのでしょうか。 | <p>常時配置する必要はありません。</p> <p>ただし、有資格者が休暇等の不在時は、常に連絡の取れる体制等、防火管理上必要な業務は適切に遂行できるような管理・運営をお願いします。</p> |

| | | |
|-------|--|--|
| No.22 | <p>指定管理者募集要項 11p 事業計画書（様式第2号及び別紙）～（様式第3号）までは、10頁以内とありますが、補足資料（体制図など）等は添付してもよろしいのでしょうか。</p> | <p>業計画書（様式2号）・別紙自主事業計画書（様式2号別紙）・収支予算書（様式3号）に係る補足資料（体制図など）等は添付していただいて構いませんが、補足資料を含めて10頁以内でお願いします。</p> |
| No.23 | <p>指定管理者募集要項 11p 事業計画書（様式第2号及び別紙）～収支予算書（様式第3号及び別紙）までは、10頁以内とありますが 両面で1ページという理解で宜しいでしょうか それとも両面の場合2ページ換算でしょうか。</p> | <p>A4片面1頁換算となります。 A4両面刷りの場合は、2頁換算とします。</p> |
| No.24 | <p>指定管理者募集要項 11p 事業計画書（様式第2号及び別紙）及び収支予算書（様式第3号及び別紙）に関してはページ幅や字の大きさなどの規定はないとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>ページ幅に規定はありません。 字の大きさにつきましては、Word等で作成の場合、10.5pt以上程度としてください。</p> |
| No.25 | <p>指定管理者募集要項 12p 国税の納税証明書に関しては、その3の3（未納がない証明）でよろしいでしょうか。</p> | <p>国税に係る納税証明書は、「その3の3」で構いません。</p> |
| No.26 | <p>指定管理者募集要項 12p 提出書類のうち、地方税の納税証明書は主たる事業所のみでよろしいのでしょうか（東京都内に本店を有する場合は法人住民税・事業税が該当）。または県内にも事業所を有する場合は、法人県民税・事業税や各市町村の法人市民税もあわせて提出した方がよろしいでしょうか。</p> | <p>法人市民税の納税証明書につきましては、指定申請書（様式第1号）の申請者となる会社の所在地の納税証明書を提出ください。 ※指定申請書（様式第1号）申請者となる会社の所在地が東京都23区にある場合、法人住民税の納税証明書を提出ください。 なお、法人事業税の納税証明書の提出は求めておりません。</p> |
| No.27 | <p>指定管理者募集要項 12p 自主事業計画書及び自主事業予算書は1枚にして提出でもよろしいでしょうか。</p> | <p>自主事業計画書及び自主事業予算書は1枚にしての提出で構いません。</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| No.28 | 別紙2 管理経費(見込み)保守管理費(330万)の業務別内訳(金額)をご教示ください。 | 業務別ごとの内訳(金額)については、公開いたしません。 |
| No.29 | 別紙2 管理経費(見込み)保守管理費に記載されている各業務の仕様書があればご教示ください | 募集要項「3 指定管理者が行なう業務の範囲」(3p~7p)の内容のとおりです。 |
| No.30 | 様式3号収支予算書 物販販売や自動販売機に関しては行政財産使用料がかかるとのことでしたが、使用料の算出方法をご教授ください。 | 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表(第9条関係)のとおりです。 建物内に物販販売や自動販売機設置する場合の使用料は、以下の方法で算出する予定です。 【年額】 建物の固定資産税評価額(円)×貸付面積(m ²)÷建物の延面積(m ²)×6÷100 ＝貸付料(円)となります。 ※なお、自動販売機等に使用する電気料は借受人にて計量器(子メーター等)によってその額を明らかにすることとし、借受人の負担となります。 |
| No.31 | 様式3号収支予算書 収支予算書は新型コロナウイルスの影響を考慮せずに作成する形でしょうか | 新型コロナウイルス感染症予防及びまん延の防止対策を適切に講ずることができる予算としてください。 |
| No.32 | 今後施設が休館または制限した形で営業した場合、想定される減収分の補填については協議可能という理解でよろしいのでしょうか。 | 募集要項「5 千曲市余熱利用施設の利用料」(3)のとおりです。 利用料金等の収入が指定管理業務の経費を大幅に上回った場合又は、災害等不可抗力の不測の事態により利用料金等の収入が指定管理業務の経費を大幅に下回った場合は、別途市と協議を行うこととします。 |
| No.33 | 提出書類のうち、登記簿謄本や印鑑証明書、納税証明書、市に納付すべき使用料及び手数料等の領収書の写しは副本にも添付する必要がありますか。 | 副本にも添付が必要です。 ただし、正本で提出する書類の写しで構いません。 |

| | | |
|-------|---|---|
| No.34 | 施設の開館時間や休館日は、地元の理解は得られているのでしょうか。 | 募集要項「1 募集の概要」(3)の開館時間や休館日については、市が条例で定めるものであり、変更は可能です。 そのため、指定管理者との協議にて開館時間及び休館日の決定後に、地元区には改めてご報告する予定です。 |
| No.35 | 質問回答書No.1 の回答に、収支予算書は令和4年度分を1部、令和5年度分を1部、計2部提出とありますが、申請書等の提出部数は正本1部、副本6部とあります。どのように解釈すればよろしいのでしょうか。 | 募集要項「12 提出書類」及び募集要項「14 申請書等の提出先及び提出期限」のとおりです。正本1部と副本6部です。 提出書類、収支予算書(様式第3号)につきましては、質問回答書No.1 のとおり、準備期間2か月分を考慮した令和4年度分を1部及び令和5年度分を1部、計2部提出ください。 |
| No.36 | 収支予算書は令和4年度分を1部、令和5年度分を1部とありますが、各々1頁ずつということでしょうか。その場合、その他の事業計画書等は8頁で作成するということでしょうか。 | 収支予算書(様式第3号)は、頁数の規制はありません。 仮に、収支予算書(様式第3号)の令和4年度分を1頁、令和5年度分を1頁で作成された場合は、事業計画書(様式第2号)、自主事業計画書(様式第2号別紙)は併せて8頁以内で作成ください。 |
| No.37 | 別紙2の令和4年度千曲市余熱利用施設管理経費(見込み)の中の指定管理者委託料Bは、上限額という解釈でしょうか。 | お見込みのとおりです。 「令和4年度千曲市余熱利用施設管理経費(見込み)」(募集要項別紙2)における指定管理者委託料Bが、市で考えている上限額となります。 |
| No.38 | 指定管理者募集要項7p HP等は指定管理者で製作するという理解でよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 指定管理者で広報活動に伴いホームページ等の作成を行ってください。 市でも施設紹介のホームページは作成いたしますが、施設詳細は指定管理者のホームページにリンクを行う予定です。 |

| | | |
|-------|---|--|
| No.39 | <p>管理経費（見込み） 電話回線等は指定管理者が契約するという理解でよろしいでしょうか</p> | <p>電話回線については、市で契約は行い、支払先を指定管理者とする予定です。</p> |
| No.40 | <p>管理経費（見込み） インターネット回線等は指定管理者が契約するという理解でよろしいでしょうか</p> | <p>お見込みのとおりです。 インターネット回線の契約は、指定管理者となります。</p> |
| No.41 | <p>管理経費（見込み） 4人配置を想定していると回答がありましたが、開館時間11:00～19:00の間で常時4人配置されている想定でしょうか。 ご教授のほど、お願いいたします。</p> | <p>質問回答書No.14のとおりです。 市の想定試算の人員は、近隣施設を参考に雇用人数を記載しており、開館時間に常時4人を配置している想定ではありません。 施設の職員の配置については、募集要項のとおりです。</p> |